

令和3年度
(2021年度)

子どもの育ち見守りセンターの取り組み

<部長の方針・考え方>

子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が深刻さを増す中、すべての子どもが、その生まれ育つ環境、暮らす場所や年齢にかかわらず、地域とのつながりを持ち、健やかに育成されるとともに、切れ目のない支援を享受できる社会の実現が強く求められています。

令和3年3月に制定した「子どもを守る条例」のもと、社会が一体となり子どもを守るという姿勢を改めて宣言するとともに、市がリーダーシップを発揮し、社会総がかりで一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現を目指します。

[基本方針]

平均的・画一的な支援施策の枠を超え、よりきめ細やかな支援施策を推進します。

- ① 医療・保健・福祉・教育等の各分野が、「総合的」に支える仕組みを構築します。
- ② 子どもの妊娠・出産から成人に成長するまで切れ目なく、「継続的」に支える仕組みを構築します。
- ③ 市・保護者・地域住民・学校園等・事業者が社会総がかりで、「重層的」に支える仕組みを構築します。

<部の構成>

子どもの育ち見守りセンター

<主な担当事務>

- (1) 母子・父子家庭や寡婦の相談支援に関すること。
- (2) 助産施設及び母子生活支援施設の入所等に関すること。
- (3) ひきこもり等子ども・若者やその家族の相談支援に関すること。
- (4) 児童虐待の防止及びネットワーク支援に関すること。
- (5) 子どもの貧困対策・支援に関すること。
- (6) スクールソーシャルワーカーの採用・運用等に関すること。

具体的な取り組み：「子どもを守る条例」の周知・啓発

令和3年3月に制定した「子どもを守る条例」は、一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現に向けて「子どもの権利擁護」「子育て支援」「子育て支援」を基本理念としています。誰一人取り残さない、一人ひとりの子どもに寄り添った仕組みを社会総がかりで構築するためには、市・保護者・地域住民・学校園等・事業者など、社会を構成するあらゆる主体がそれぞれの役割と責任を果たしながら取り組んでいくことが重要となります。条例の趣旨を市民一人ひとりに届けていくために、各主体向けのチラシやパンフレットを作成し、あらゆる機会・媒体を通じて周知啓発に取り組みます。

具体的な取り組み：子ども見守りシステムの整備・構築

子どもに「総合的」かつ「継続的」な支援を届けるため、健康・医療・福祉・教育、行政各分野で持つ、子どもとその家庭の情報を一元的に集約するための「子ども見守りシステム」を構築します。各部署と連携しながら一人ひとりの成長や状況にあわせた一貫した支援を早期に、的確に、切れ目なく届けるとともに、予防的支援の充実にも取り組みます。システムの構築・運用に際しては、令和3年3月に策定した「枚方市子ども見守りシステム運用ガイドライン」に即してデータセキュリティへの配慮を万全に行い、令和3年度中のシステム構築、令和4年度からの運用開始を目指します。

具体的な取り組み：子どもの見守り支援体制の強化・充実

すべての子どもの育ちを支え、また保護者が身近な地域で安心して子育てできる環境を整えるには、すべての市民が一体となって取り組む「重層的支援」の推進体制が不可欠です。さまざまな主体が子ども・子育ての支援方針等を共有しあえるネットワークの強化を図るとともに、子どもの社会参加・意見表明の機会や子どもやその家庭の居場所づくりに向けて、公民連携のプラットフォーム等も活用しながら取り組みを進めます。

具体的な取り組み：基本方針に基づく取り組み

<児童虐待・ひきこもり等子どもの課題への包括的な支援体制の充実>

虐待、ひきこもり等、子どもに関するさまざまな課題について、子どものソーシャルワークの拠点である子どもの育ち見守りセンターがコントロールタワーとなり、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況にあわせた最適な支援を届けるとともに、ネットワーク・連携体制をさらに整備し、包括的なサポート体制を強化します。

<スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等を活用した支援体制の充実>

就学前・就学後の支援の継続性を図るとともに、教育と福祉の連携をさらに強化するため、スクールソーシャルワーカーを子どもの育ち見守りセンターに移管し、教育と福祉の双方の視点から子どもの成長にあわせた継続的な支援に取り組めます。また、スクールロイヤー、スクールカウンセラーなどと共にチーム体制で児童・生徒へのさまざまな課題に対応できる体制整備を図ります。

<公民連携による子どもの貧困対策の推進>

子どもが安心して過ごせる第3の居場所として存在意義が高まっている子ども食堂の新たな開設を含め、校区コミュニティ協議会やNPO、民間団体などさまざまな主体に働きかけながら、すべての子どもが環境に左右されることなく健康や学びの機会を確保できるよう取り組みます。

<ひとり親家庭への相談支援体制の充実>

コロナ禍で大きく影響を受けるひとり親家庭の相談支援体制をさらに充実させるため、子どもの育ち見守りセンター内に「ひとり親家庭相談支援センター」を開設し、子どもの健やかな育ちに必要な養育費を確保するためのサポート事業等を開始します。

<里親の普及啓発と担い手を広げるための独自施策の実施>

さまざまな理由で親と暮らすことができない子どもへの支援を強化するため、里親制度のさらなる理解促進、普及に取り組むとともに、担い手の裾野をさらに広げるための市独自の取組について検討します。